

## 第 2 5 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 第 2 2 回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和 3 年 5 月 8 日（土）

午後 2 時 3 0 分から

場 所：行政庁舎 4 階 特別会議室

## ◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について
- 2 まん延防止等重点措置適用後の県の取組状況について
- 3 基本的対処方針の変更内容等について
- 4 リバウンド防止に向けた県の対策等について
  - (1) 人流等の動向について
  - (2) 「重点措置」解除に伴う新たな取組について（リバウンド対策の強化）
  - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）について
  - (4) 感染再拡大に備えた検査体制の充実について
  - (5) 飲食店における感染症対策認証制度の新設について
  - (6) ワクチン接種の加速化について
- 5 その他

## &lt; 配 布 資 料 &gt;

- 【資 料 1】 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等
- 【資料 2-1】 まん延防止等重点措置適用後の県の取組状況について
- 【資料 2-2】 飲食店に対する感染防止対策要請への対応状況調査等について
- 【資 料 3】 基本的対処方針の変更内容等について
- 【資料 4-1】 人流等の動向について
- 【資料 4-2】 「重点措置」解除に伴う新たな取組について（リバウンド対策の強化）
- 【資料 4-3】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）
- 【資料 4-4】 感染再拡大に備えた検査体制の充実について
- 【資料 4-5】 飲食店における感染症対策認証制度の新設について
- 【資料 4-6】 ワクチン接種の加速化について
- 【資 料 5】 まん延防止等重点措置解除後の県立学校の部活動等について

宮城県新型コロナウイルス対策本部会議  
宮城県危機管理対策本部会議  
出席者名簿

<本部員>

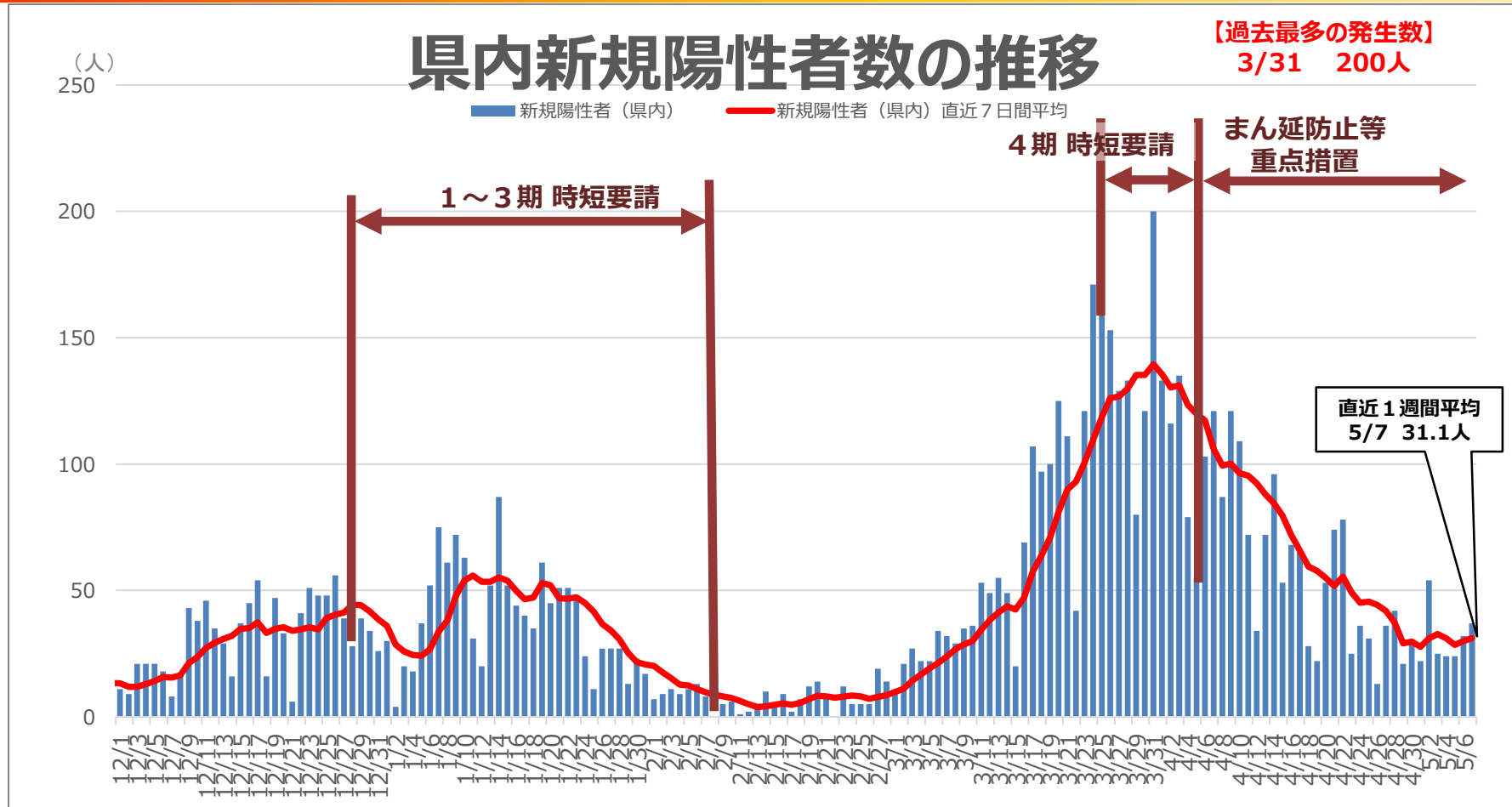
役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	志賀 真幸	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	佐藤 靖	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	佐藤 靖彦	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 伸	

所属	職	氏名	備考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
仙台市医師会	会長	安藤 健二郎	
宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部	本部長	富永 悌二	東北大学病院 病院長
仙台市	危機管理局長兼 危機管理監	木村 洋二	

(敬称略)

# 新型コロナウイルス感染症患者 の発生状況等

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等(1)

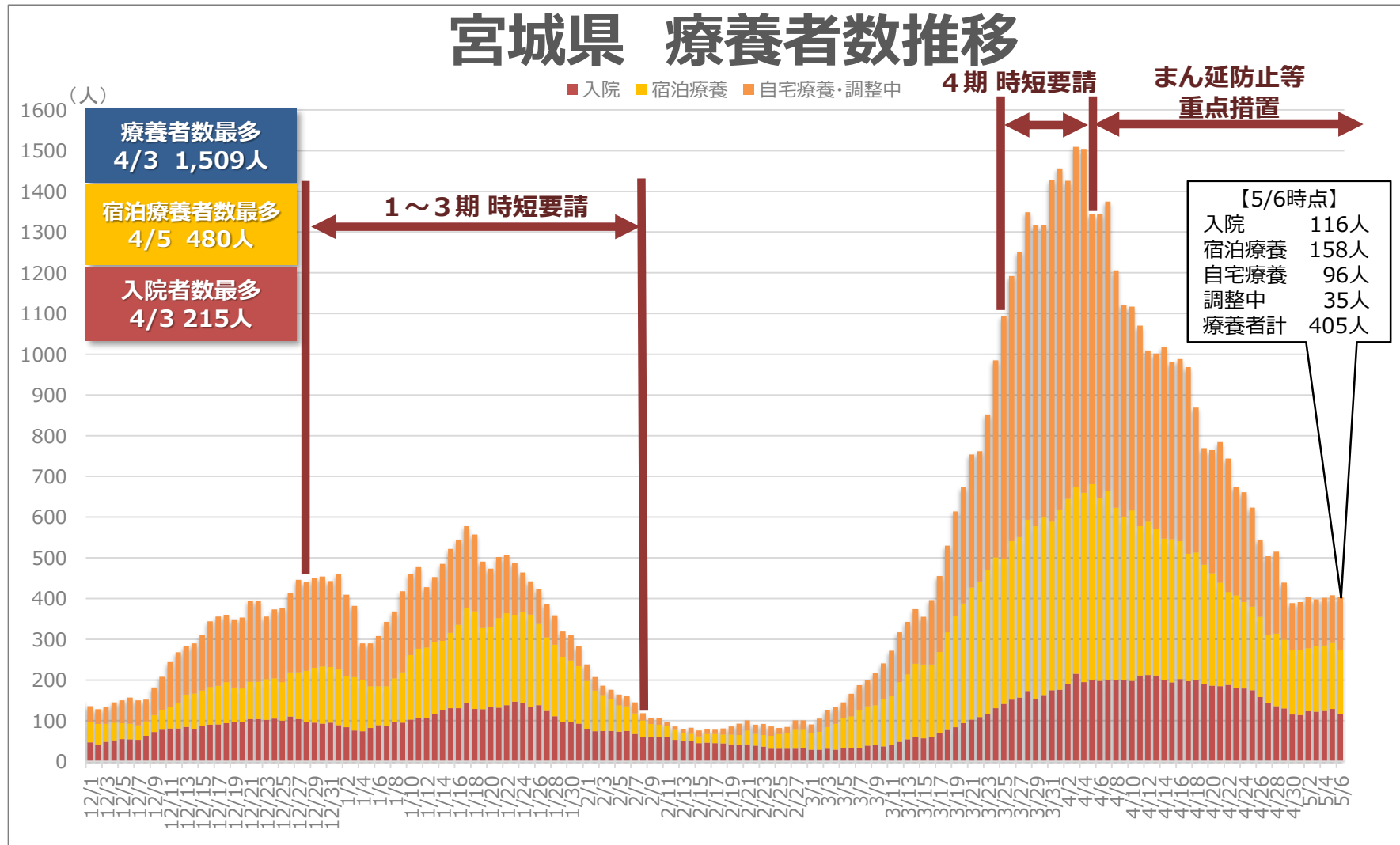


	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
県内新規陽性者数	1	6	81	0	6	66	47	199	320	484	981	1,218	214	2,412	2,007	218	8,260
（一日当たり）	(1.0)	(0.2)	(2.7)	(0.0)	(0.2)	(2.1)	(1.5)	(6.6)	(10.3)	(16.1)	(31.6)	(39.3)	(7.6)	(80.4)	(66.9)	(31.1)	(19.1)
死亡者数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	6	6	3	7	38	2	72

※公表日別に集計・令和3年5月7日現在

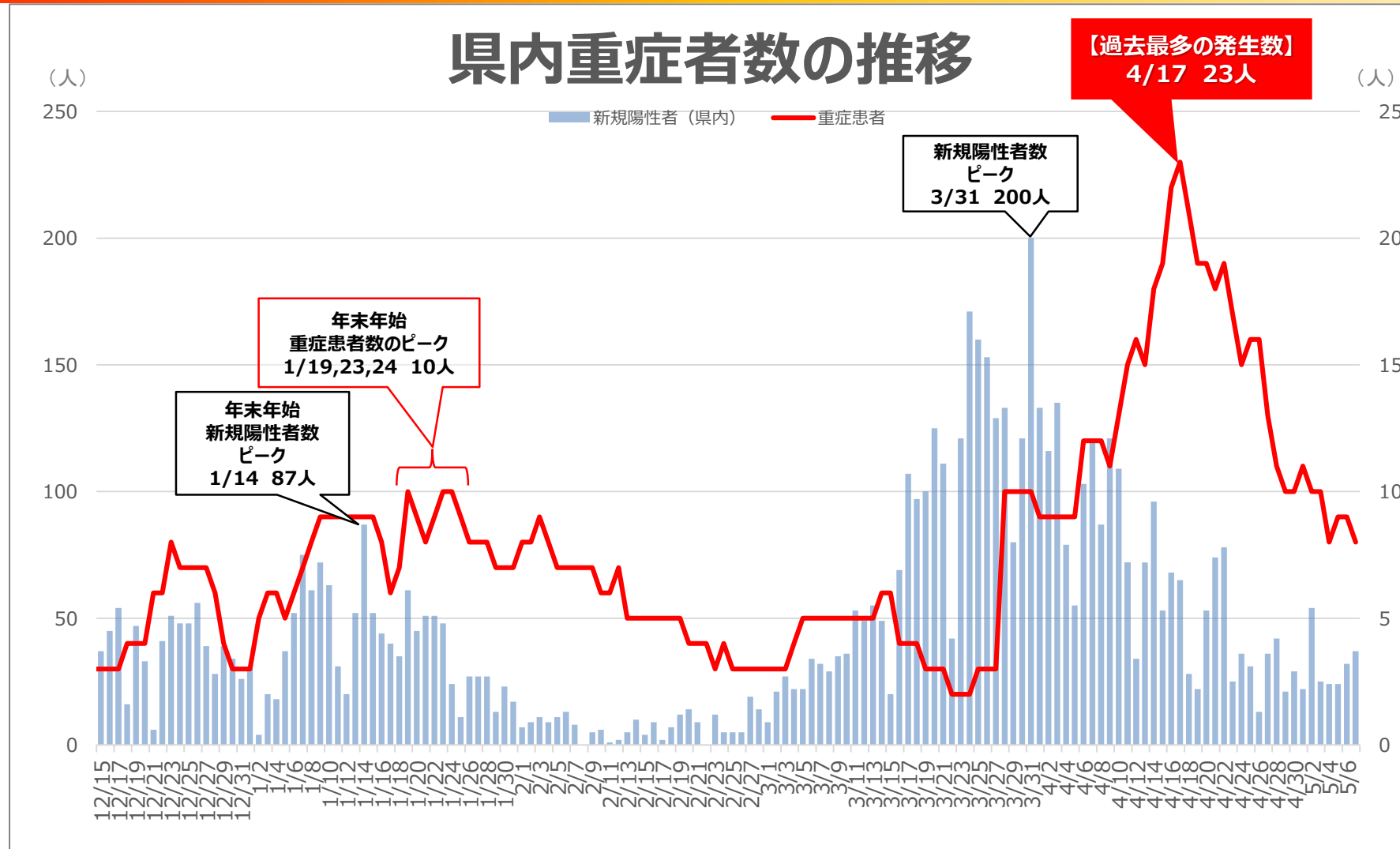
- ・感染状況を示す指標である実効再生産数は、第13週(3/29~4/4)以降、5週連続で1.00を下回っているが、減少傾向は緩やかとなり、0.8前後で推移している。
- ・死亡者数累積72人。3月まで32人、4月だけで38人と急増。

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等(2)



- ・入院者数は116人。ピーク時の約5割減となったが、第3波収束後の29人(3/1)までは下がりきっていない。
- ・宿泊療養者数は158人。ピーク時の約7割減となったが、ここ1週間程度は横ばいとなっている。

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等(3)



・重症者数は8人。ピーク時の約6割減となったが、第3波収束後の3人(2/23)までは下がりきっていない。  
 ・4月に重症化した陽性者は29人(実数)であり、60歳以上が24人で約8割を占めている。(うち7人死亡)

# 施設における感染の状況（3月公表分）

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.1	飲食店（接待を伴うもの）	3	
2	R3.3.2	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
3	R3.3.5	飲食店（接待を伴うもの）	7	○
4	R3.3.6	刑事施設	41	○
5	R3.3.7	飲食店（酒類を提供するもの）	8	○
6	R3.3.8	機械器具小売業	3	
7	R3.3.9	社会保険事業	10	○
8	R3.3.11	医療機関	3	
9	R3.3.13	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
10	R3.3.13	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
11	R3.3.14	飲食店（接待を伴うもの）	11	○
12	R3.3.15	事業サービス業	15	○
13	R3.3.16	医療機関	3	
14	R3.3.16	事業サービス業	14	○
15	R3.3.16	映像・音声・文字情報制作業	3	
16	R3.3.16	国家公務	9	○
17	R3.3.17	遊興施設	42	○
18	R3.3.17	高齢者施設	5	
19	R3.3.17	機械器具小売業	4	
20	R3.3.17	国家公務	4	
21	R3.3.18	飲食店（接待を伴うもの）	5	
22	R3.3.18	歯科診療所	4	
23	R3.3.19	飲食店（接待を伴うもの）	2	
24	R3.3.19	飲食店（接待を伴うもの）	3	
25	R3.3.20	高齢者施設	16	○
26	R3.3.21	医療機関	3	
27	R3.3.21	家具・装備品製造業	23	○
28	R3.3.22	娯楽業	6	○
29	R3.3.22	高齢者施設	32	○
30	R3.3.23	保険業	4	
31	R3.3.23	飲食店（主に料理を提供するもの）	4	
32	R3.3.23	保育施設	15	○
33	R3.3.24	保育施設	6	○
34	R3.3.24	保育施設	4	
35	R3.3.25	医療機関	3	
36	R3.3.26	教育機関（高等学校）	13	○
37	R3.3.26	保育施設	4	
38	R3.3.26	情報サービス業	5	
39	R3.3.26	廃棄物処理業	3	
40	R3.3.28	専門学校	18	○
41	R3.3.28	宗教施設	9	○
42	R3.3.29	設備工事業	8	○
43	R3.3.30	飲食店（接待を伴うもの）	8	○
44	R3.3.30	医療機関	16	○
			<b>計21件</b>	

仙台市

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.2	教育機関（小学校）	3	
2	R3.3.5	高齢者施設	11	○
3	R3.3.15	児童関連施設	3	
4	R3.3.17	保育施設	6	○
5	R3.3.17	製造業（運送用機械器具）	3	
6	R3.3.17	建設業（設備工事業）	4	
7	R3.3.18	国家公務	3	
8	R3.3.22	医療機関	7	○
9	R3.3.25	保育施設	5	
10	R3.3.25	教育機関（高等学校）	9	○
11	R3.3.25	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
12	R3.3.27	教育機関（中学校）	7	○
13	R3.3.28	サービス業（スポーツ関連）	15	○
14	R3.3.28	保育施設	3	
15	R3.3.30	保育施設	3	
16	R3.3.31	飲食店（酒類を提供するもの）	10	○
17	R3.3.31	幼稚園	3	
			<b>計7件</b>	

仙台市以外

令和3年5月7日現在

## 【業種・業態別集計】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
飲食店（接待を伴うもの）	7	
飲食店（酒類を提供するもの）	4	2
飲食店（主に料理を提供するもの）	1	
保育施設	4	4
幼稚園		1
児童関連施設		1
教育機関（小学校・中学校・高等学校）	1	3
専門学校	1	
医療機関	5	1
高齢者施設	3	1
サービス業	3	1
機械器具小売業	2	
国家公務	2	1
製造業	1	1
その他（建設業等）	10	1
合計	44	17

# 施設における感染の状況（4月公表分）

令和3年5月7日現在

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.4.1	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
2	R3.4.2	高齢者施設	13	○
3	R3.4.4	職別工事業	12	○
4	R3.4.5	飲食店（接待を伴うもの）	8	○
5	R3.4.5	宿泊業	4	
6	R3.4.5	事業サービス業	10	○
7	R3.4.7	高齢者施設	8	○
8	R3.4.9	専門学校	26	○
9	R3.4.9	高齢者施設	47	○
10	R3.4.9	飲食店（接待を伴うもの）	3	
11	R3.4.10	高齢者施設	15	○
12	R3.4.11	設備工事業	8	○
13	R3.4.13	保険業	6	○
14	R3.4.14	医療機関	3	
15	R3.4.14	総合工事業	3	
16	R3.4.15	事業サービス業	4	
17	R3.4.16	不動産賃貸業・管理業	9	○
18	R3.4.17	ビル管理業	6	○
19	R3.4.19	教育機関（高等学校）	6	
20	R3.4.21	教育機関（小学校）	4	
21	R3.4.21	医療機関	7	○
22	R3.4.23	廃棄物処理業	3	
23	R3.4.24	保育施設	4	
24	R3.4.26	専門サービス業	8	○
25	R3.4.27	情報サービス業	3	
26	R3.4.28	通信業	3	
27	R3.4.29	高齢者施設	6	○
				<b>計15件</b>

仙台市

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.4.1	高齢者施設	4	
2	R3.4.1	飲食店（酒類を提供するもの）	6	○
3	R3.4.2	飲食店（酒類を提供するもの）	7	○
4	R3.4.3	事務所（建設業）	4	
5	R3.4.3	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
6	R3.4.4	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
7	R3.4.8	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
8	R3.4.9	保育施設	8	○
9	R3.4.9	医療機関	4	
10	R3.4.10	製造業（輸送用機材器具）	3	
11	R3.4.10	保育施設	13	○
12	R3.4.10	卸業（機材卸）	3	
13	R3.4.11	高齢者施設	17	○
14	R3.4.13	保育施設	3	
15	R3.4.14	医療機関	3	
16	R3.4.14	高齢者施設	21	○
17	R3.4.15	保育施設	3	
18	R3.4.17	農林・水産業（農業）	3	
19	R3.4.17	高齢者施設	6	○
20	R3.4.20	高齢者施設	4	
21	R3.4.21	高齢者施設	8	○
22	R3.4.21	高齢者施設	40	○
23	R3.4.22	高齢者施設	6	○
24	R3.4.24	障害者施設	5	
25	R3.4.24	高齢者施設	4	
26	R3.4.30	高齢者施設	14	○
27	R3.4.30	教育機関（小学校）	6	○
				<b>計12件</b>

仙台市以外

## 【業種・業態別集計】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
飲食店（接待を伴うもの）	2	
飲食店（酒類を提供するもの）	1	5
高齢者施設	5	10
医療機関	2	2
保育施設	1	4
教育機関（小学校・高等学校）	2	1
専門学校	1	
その他	13	5
合計	27	27



# 施設における感染の状況（5月公表分）

令和3年5月7日現在

仙台市	No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
	1	R3.5.3	保険業	3	
	2	R3.5.4	児童関連施設	4	
	3	R3.5.6	洗濯・理容・美容・浴場業	4	
				<b>計0件</b>	

仙台市以外	No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
	1	R3.5.2	児童関連施設	5	
	2	R3.5.2	他事業サービス業	5	
	3	R3.5.2	非鉄金属製造業	3	
	4	R3.5.4	金属製品製造業	4	
				<b>計0件</b>	

## 【業種・業態別集計】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
児童関連施設	1	1
その他	2	3
合計	2	4

- ・クラスター発生は累計121件。
- ・今年3月以降の発生は54件となっており、約4割を占めている。

# 病床の使用状況

## 受入可能病床の使用状況

R3.5.7時点	全県		仙台医療圏	
	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者
使用率	52.7%	38.1%	72.8%	53.8%
使用病床数	106床	8床	75床	7床
受入可能病床数 <sup>※1</sup>	201床	21床	103床	13床

受入可能病床・・・ 対応人員や入退院の状況により実際に各医療機関が当日に受入可能な病床

## 確保病床の使用状況

R3.5.7時点	全県		仙台医療圏	
	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者
使用率	30.3%	17.8%	30.4%	20.6%
使用病床数	106床	8床	75床	7床
確保病床数 <sup>※2</sup>	350床	45床	247床	34床

確保病床・・・ 各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床

# 医療提供体制の負荷・感染の状況に係るステージ判断の指標 (新型コロナウイルス感染症対策分科会)に係る本県の状況

項目	医療提供体制等の負荷			感染の状況			
	①医療の逼迫具合			②療養者数 (対人口10万人)	③陽性者数/ PCR検査件数 (最近1週間)	④直近1週間の 陽性者数(対人口10万人)	⑤感染経路不明 な者の割合
	入院医療		重症者用病床				
	確保病床 <sup>※1</sup> 使用率	入院率 <sup>※2</sup>	確保病床 <sup>※1</sup> 使用率				
指標値	33.3%	28.7%	20.9%	17.5人	4.8%	8.0人	45.6%
ステージⅢ の指標	20%	40%	20%	20人	5%	15人	50%
ステージⅣ の指標	50%	25%	50%	30人	10%	25人	50%

(参考1) 指標値算出のための実績値等

時点	5/6	5/6	5/6	5/6	4/30 ~5/6	4/30 ~5/6	4/24 ~4/30
分子	116床	116人	9床	404人	185人	185人	89人
分母	348床	404人	43床	2,306千人	3,815人	2,306千人	195人

※1 確保病床・・・各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床。

※2 入院率・・・療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合かつ、新規陽性者で入院が必要な場合に、医療機関から届出のあった翌日までに入院できていない場合に適用。

(注) ※2の入院率について、本県では現在、入院が必要な方が届出の翌日までに入院できているため、適用されない。

# 医療提供体制の負荷・感染の状況に係るステージ判断の指標

日付	①医療の逼迫具合										②療養者数						③陽性者数/PCR検査件数(最近1週間)						④直近1週間の陽性者数						⑤感染経路不明な者の割合					
	入院医療			重症者用病床			(うち仙台市)			(うち仙台市以外)			(うち仙台市)			(うち仙台市以外)			(うち仙台市)			(うち仙台市以外)			(うち仙台市)			(うち仙台市以外)						
	確保病床使用率	入院率	確保病床使用率(重症患者)	確保病床使用率	入院率	確保病床使用率(重症患者)	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人						
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%						
ステータスの指標	20%	40%	20%	20人	20人	20人	5%	5%	5%	15人	15人	15人	50%	50%	50%																			
ステージの指標	50%	25%	50%	30人	30人	30人	10%	10%	10%	25人	25人	25人	50%	50%	50%																			
R3.3.1	12.0%	31.9%	13.6%	3.9人	5.9人	2.2人	3.3%	4.4%	2.0%	2.9人	1.7人	3.9人	52.6%	64.8%	28.9%																			
R3.3.2	12.0%	27.6%	18.2%	4.6人	6.4人	2.9人	4.0%	5.2%	2.7%	4.1人	2.8人	5.3人	(▲4.5)	(▲17.0)	(+7.1)																			
R3.3.3	12.9%	24.6%	18.2%	5.5人	8.1人	3.1人	4.2%	5.5%	2.9%	4.6人	3.2人	5.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.4	12.0%	21.6%	22.7%	5.8人	8.0人	3.9人	4.2%	6.0%	3.5%	5.5人	4.0人	6.7人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.5	13.7%	22.8%	22.7%	6.3人	8.9人	3.9人	4.8%	6.2%	3.4%	5.8人	4.1人	7.2人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.6	13.7%	19.9%	22.7%	7.2人	10.1人	4.6人	5.5%	7.4%	3.7%	7.3人	5.4人	9.0人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.7	14.1%	18.2%	22.7%	8.1人	11.7人	4.9人	5.9%	8.2%	3.7%	8.2人	5.4人	10.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.8	16.2%	19.5%	22.7%	8.7人	13.1人	4.7人	6.2%	8.6%	3.8%	8.7人	5.9人	11.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.9	16.6%	18.3%	22.7%	9.5人	13.8人	5.7人	5.9%	8.4%	3.5%	8.5人	5.4人	11.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.10	15.7%	15.4%	22.7%	10.5人	15.0人	6.4人	6.6%	9.0%	4.0%	9.5人	5.9人	11.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.11	16.9%	14.7%	22.7%	11.8人	17.2人	6.9人	7.4%	10.4%	4.2%	11.3人	6.6人	15.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.12	20.3%	15.1%	27.3%	13.7人	20.5人	7.7人	7.7%	10.4%	4.4%	12.3人	6.9人	17.1人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.13	22.9%	15.7%	27.3%	14.9人	22.5人	8.1人	8.2%	10.8%	4.8%	12.9人	6.8人	18.4人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.14	25.0%	15.6%	27.3%	16.4人	25.4人	8.3人	8.1%	10.7%	4.7%	12.8人	6.8人	18.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.15	24.2%	15.9%	22.7%	15.7人	25.0人	7.3人	15.7%	10.7%	4.6%	14.1人	6.9人	20.4人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.16	25.4%	14.9%	27.3%	17.4人	27.8人	8.1人	9.0%	11.6%	5.1%	17.6人	11.6人	25.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.17	29.3%	14.9%	18.2%	20.0人	31.2人	10.0人	10.0%	12.3%	6.3%	20.1人	10.5人	28.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.18	32.0%	14.5%	27.3%	23.1人	36.0人	11.5人	9.8%	12.0%	6.3%	21.4人	11.1人	30.7人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.19	34.9%	13.6%	13.6%	26.7人	42.8人	12.3人	10.3%	12.1%	7.2%	24.6人	13.3人	34.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.20	39.0%	13.9%	13.6%	29.3人	46.0人	14.4人	11.1%	13.3%	7.5%	26.5人	14.0人	37.7人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.21	42.7%	13.6%	13.6%	32.8人	52.5人	15.2人	11.2%	13.6%	7.3%	28.1人	15.0人	39.9人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.22	45.2%	14.3%	9.1%	33.1人	52.0人	16.1人	11.5%	14.0%	7.6%	29.7人	16.5人	41.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.23	48.5%	13.7%	9.1%	37.0人	58.4人	17.8人	12.7%	15.5%	8.2%	33.4人	17.7人	47.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.24	54.4%	13.3%	13.6%	42.8人	67.8人	20.3人	12.6%	15.8%	8.1%	36.0人	20.1人	50.2人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.25	58.5%	12.9%	13.6%	47.5人	74.1人	23.7人	13.1%	16.0%	9.0%	38.7人	23.5人	52.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.26	64.1%	12.7%	13.6%	51.8人	79.4人	27.0人	12.5%	15.6%	8.5%	38.8人	24.6人	51.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.27	66.2%	12.5%	13.6%	54.3人	82.2人	29.4人	12.4%	15.3%	8.6%	40.8人	26.2人	53.9人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.28	73.0%	12.8%	45.5%	58.5人	90.8人	32.9人	12.5%	15.7%	8.6%	41.5人	27.0人	54.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.29	64.0%	11.6%	45.5%	57.2人	88.8人	28.9人	11.9%	15.0%	8.1%	40.8人	26.8人	53.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.30	66.8%	12.2%	45.5%	57.2人	86.1人	31.3人	11.6%	15.0%	8.5%	41.1人	30.4人	50.7人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.3.31	72.6%	12.2%	40.9%	62.0人	92.3人	34.8人	11.5%	14.5%	8.5%	41.0人	31.5人	49.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.1	62.6%	12.1%	36.0%	63.2人	91.4人	38.0人	10.7%	14.1%	7.5%	39.3人	30.0人	47.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.2	67.6%	13.3%	36.0%	62.0人	87.0人	39.6人	11.3%	15.3%	7.9%	40.5人	31.7人	48.4人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.3	76.5%	14.2%	36.0%	65.6人	88.3人	41.4人	13.9%	13.9%	7.1%	37.7人	31.6人	43.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.4	69.4%	13.0%	36.0%	65.2人	90.1人	42.9人	9.9%	13.1%	7.3%	36.6人	30.7人	41.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.5	69.6%	15.0%	36.0%	58.3人	77.8人	40.8人	10.2%	13.6%	7.4%	36.6人	31.1人	41.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.6	65.6%	14.7%	48.0%	58.2人	78.4人	40.1人	9.4%	12.1%	7.1%	33.2人	29.0人	37.0人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.7	62.8%	14.6%	44.4%	59.7人	78.5人	42.8人	8.7%	11.1%	6.6%	30.1人	25.5人	34.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.8	62.5%	16.6%	44.4%	52.3人	65.3人	40.6人	8.8%	10.8%	6.0%	28.9人	25.0人	32.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.9	62.1%	17.9%	44.4%	48.6人	58.6人	39.6人	9.0%	10.9%	7.2%	28.7人	24.5人	32.4人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.10	60.9%	17.8%	46.4%	48.2人	60.4人	37.3人	9.8%	10.3%	7.3%	28.4人	24.0人	32.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.11	64.9%	19.8%	53.6%	46.2人	56.8人	36.8人	9.8%	11.2%	8.3%	27.9人	23.9人	31.4人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.12	65.2%	21.1%	57.1%	42.2人	52.5人	35.6人	9.4%	10.6%	7.9%	26.8人	23.1人	30.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.13	64.7%	21.2%	51.7%	43.2人	52.1人	35.0人	9.2%	10.5%	7.5%	25.9人	22.2人	29.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.14	59.2%	19.7%	43.7%	43.0人	49.3人	39.1人	10.1%	10.8%	6.9%	24.6人	21.2人	27.7人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.15	54.4%	19.9%	46.3%	42.7人	46.3人	38.7人	10.4%	10.4%	6.8%	23.5人	21.0人	25.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.16	59.6%	20.5%	52.4%	42.7人	48.5人	37.4人	9.0%	10.4%	5.4%	19.7人	17.5人	21.9人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.17	66.9%	20.4%	54.8%	41.8人	48.8人	36.4人	8.8%	9.8%	4.7%	18.1人	15.9人	20.1人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.18	57.5%	23.0%	50.0%	37.6人	43.0人	32.6人	8.0%	9.0%	4.4%	17.4人	15.3人	19.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.19	55.2%	24.9%	45.2%	33.2人	38.9人	28.1人	6.1%	7.9%	4.6%	16.4人	14.9人	17.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.20	53.6%	24.4%	45.2%	33.0人	37.2人	29.3人	6.0%	7.7%	4.7%	15.2人	14.1人	16.2人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.21	53.3%	23.7%	42.9%	33.9人	37.2人	30.9人	7.1%	8.0%	6.5%	17.1人	11.9人	16.1人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.22	54.2%	25.3%	45.2%	32.2人	35.0人	29.6人	6.5%	7.5%	5.7%	15.2人	16.0人	14.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.23	52.2%	26.9%	40.5%	29.2人	28.8人	29.5人	6.2%	7.3%	5.5%	14.3人	15.7人	13.1人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.24	51.6%	27.2%	35.7%	28.6人	29.0人	28.2人	6.3%	7.1%	5.8%	14.1人	16.3人	12.0人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.25	50.4%	28.2%	38.1%	27.4人	26.9人	26.5人	6.1%	6.4%	5.9%	13.4人	16.1人	10.9人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.26	45.5%	29.1%	38.1%	23.5人	24.3人	22.9人	6.0%	6.5%	5.5%	13.1人	15.6人	10.9人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.27	41.2%	28.5%	31.0%	21.8人	23.9人	19.9人	5.3%	5.5%	5.1%	11.8人	14.5人	9.3人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.28	39.2%	26.5%	26.2%	22.2人	24.2人	20.5人	4.2%	5.1%	3.6%	9.0人	9.6人	8.4人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.29	37.5%	19.0%	23.8%	18.3人	18.3人	19.5人	4.8%	5.9%	4.1%	9.1人	9.8人	8.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.4.30	33.1%	29.7%	23.8%	16.8人	15.5人	17.9人	4.5%	5.2%	4.0%	8.5人	9.4人	7.6人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.5.1	32.9%	29.3%	26.2%	16.9人	15.4人	18.2人	4.7%	5.8%	4.1%	9.2人	10.3人	8.1人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.5.2	35.4%	30.6%	23.8%	17.4人	16.0人	18.8人	5.4%	6.4%	4.7%	10.0人	11.5人	8.7人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.5.3	35.2%	30.7%	23.8%	17.3人	15.9人	18.5人	6.1%	7.8%	5.1%	9.8人	11.3人	8.5人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.5.4	35.7%	30.8%	19.0%	17.4人	16.3人	18.4人	6.1%	8.5%	4.8%	8.8人	10.0人	7.8人	(+0.0)	(+0.0)	(+0.0)																			
R3.5.5	37.2%	31.6%	21.4%	17.7人	16.6人	18.7人	6.5%	10.3%	5.0%	8.8人	10.2人	7.6人																						

# 変異株陽性者の状況について

令和3年5月7日現在

## 1 N501Y陽性者

	陽性患者数 (A)	スクリーニング 件数(B)	スクリーニング 割合(B/A)	<b>N501Y 陽性件数(C)</b>	割合 (C/B)
仙台市分 (1/14~5/5)	3,337	1,084	32.5%	<b>69</b>	6.4%
宮城県分 (1/1~5/6)	2,294	779	34.0%	<b>72</b>	9.2%
計	5,631	1,863	33.1%	<b>141</b>	7.6%

## 2 E484K陽性者

	陽性患者数 (A)	国立感染症研究所解析数 スクリーニング件数 (B)	解析割合 (B/A)	<b>E484K 陽性件数(C)</b>	割合 (C/B)
仙台市分 (1/21~5/5)	3,142	448	14.3%	<b>404</b>	90.2%
宮城県分 (1/1~5/6)	2,294	132	5.8%	<b>83</b>	62.9%
計	5,436	580	10.7%	<b>487</b>	84.0%

# 「重点措置」適用後の県の取組状況

資料2-1

「重点措置」等	区域	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
飲食店への要請	仙台市内	<input type="checkbox"/> 時短営業（5:00-20:00） ※酒類提供は11:00-19:00	○4/3 事業者(約1万店舗)・関係8団体へ通知 ○まん延防止等措置実態調査 ・感染防止対策要請への対応状況調査 ・営業時間短縮の要請への対応状況調査
	仙台市外	<input type="checkbox"/> 接待を伴う又は酒類を提供する飲食店の時短営業（5:00-21:00）	○4/3 事業者(約9,000店舗)・関係8団体へ通知 ○市町村の協力による営業時間短縮の要請への対応状況調査
	共通	<input type="checkbox"/> 利用者へのマスク会食の周知等 <input type="checkbox"/> アクリル板の設置等 <input type="checkbox"/> CO <sub>2</sub> センサーの設置、ガイドラインの遵守徹底 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛	※仙台市内・外とも事業者には4/27-28に再度通知
その他の施設への感染拡大防止の協力依頼	仙台市内	<input type="checkbox"/> 時短営業（5:00-20:00） ※酒類提供は11:00-19:00 <input type="checkbox"/> 有症状者の入場禁止、消毒設備の設置、換気等 <input type="checkbox"/> ガイドラインの遵守	○4/3～4/8, 4/28 関係団体へ周知 【周知先の例(業種別)】 ホテル・旅館等9, ライブハウス施設19, スポーツ19(※プロスポーツ3含む), 遊技業等6, 県有体育施設6, 商工団体(百貨店・展示場含む)34, 卸売市場等18
頻回・重点検査	仙台市内	<input type="checkbox"/> 歓楽街等でのPCR検査(3/25～) <input type="checkbox"/> 高齢者施設等の従業者に対する頻回検査	○1,072店舗・5,092人申込み ○高齢者施設等職員約12,500人を対象として抗原定量検査を週1回程度実施
	仙台市外		○高齢者施設等職員約23,000人を対象として抗原定性検査を週1回程度実施
感染症拡大防止協力金の支給	全県	<input type="checkbox"/> 時短営業に全面協力した事業者に協力金支給	○県による市町村説明会開催(4/6) ○新聞広告・HPによる周知(仙台市) ※延長分についても4/27HP掲載

※ 下線部は、前回本部会議(4/27)以降の状況。



※ 下記要請の対象区域は県内全域。

「重点措置」等	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
<b>県民への要請</b>	<input type="checkbox"/> 不要不急の外出・移動の自粛(特に緊急事態措置区域との往来) <input type="checkbox"/> 時短要請した時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないこと <input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守しない/時短要請に応じていない飲食店利用の自粛 <input type="checkbox"/> 飲食店の求める感染防止策への積極的な協力 <input type="checkbox"/> 路上・公園等での集団飲酒など感染リスクの高い行動の自粛	○4/3, 4/27 仙台市との共同記者会見(YouTube掲載), 市町村危機管理部門へ通知 ○4/5~道路情報板での「重点措置」実施中の周知 ○4/6, 4/20, 4/28 県内67金融機関等に通知 ○4/9 仙台市による県民・事業者向け新聞広告 ○4/3-5, 4/28 県有体育施設・プロスポーツに周知 ○4/13~街頭呼びかけ(4/13北部, 4/20栗原, 4/21気仙沼, 4/23仙台・大河原・東部・登米, 4/24東部, 4/26・5/2仙台)
<b>イベント開催についての要請</b>	<input type="checkbox"/> ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 <input type="checkbox"/> 開催要件(人数上限5,000人以下, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率50%以内)	○4/17 新聞広告(県民向け要請内容等の周知) ○4/27-28 市町村・公園指定管理者に路上・公園等での集団飲酒について注意喚起を依頼 ○5/1 新聞広告(県民向け要請内容等の周知) ○5/1~ 仙台市・県による仙台市内の公園巡回
<b>事業者への要請</b>	<input type="checkbox"/> 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めたテレワーク等の推進(特に緊急事態措置区域等への出勤)	○4/5, 4/21-22, 4/28 商工関係団体等へ周知
<b>大学等への要請</b>	<input type="checkbox"/> 学生に対するマスク会食の徹底等 <input type="checkbox"/> 感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保 <input type="checkbox"/> 県立学校への周知	○4/5-6 宮城大学, 私立学校設置者に通知 ○4/27-28 宮城大学, 私立学校設置者, 学都仙台コンソーシアム加盟大学等に再周知 ○教育活動, 入学式・始業式における感染防止徹底 ○部活動でのガイドライン遵守・交流試合等の自粛
<b>その他</b>	<input type="checkbox"/> 国と都道府県との連携会議	○4/1~「重点措置」適用自治体(宮城・大阪・兵庫, 4/12~東京・京都・沖縄, 4/19~埼玉, 千葉, 神奈川, 愛知, 4/26~愛媛)と内閣府等との間で対策実施状況等の情報共有を行うweb会議を5回開催

※ 下線部は, 前回本部会議(4/27)以降の状況。

# 飲食店に対する感染防止対策要請への対応状況調査等について

## 1 感染防止対策要請への対応状況調査(令和3年4月5日～)

- ①対象 仙台市内の飲食店（コンビニ等を除く対象店舗）
- ②実施方法 県及び仙台市職員等で実施
- ③調査内容 アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）等、ガイドラインの遵守状況

現地確認できた4,738店舗に対して感染防止対策等の実施状況を確認

(5月1日現在)

再訪問し、是正確認を実施

## 2 営業時間短縮の要請への対応状況調査(令和3年4月5日～)

### ○仙台市

- ①対象 飲食店（コンビニ等を除く）
- ②要請内容 午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時～午後7時）
- ③実施方法 県職員等で実施

9,013店舗を巡回し、対応状況を確認

(4月24日調査完了)

### ○仙台市以外

- ①対象 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店
- ②要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業
- ③実施方法 市町村の協力を得て実施

延べ約4,900店舗を巡回し、対応状況を確認

(5月5日現在)

## 3 公園等における集団飲酒に対する注意喚起(令和3年5月3日,5日)

- ①対象 仙台市内の重点的に巡回する公園（西公園, 錦町公園, 勾当台公園）
- ②実施方法 県及び仙台市職員で実施



宮城県内「まん延防止等重点措置」  
実施中  
(4月5日～5月11日)

感染拡大防止策へのご協力をお願いします

日中を含む不要不急の外出・移動聚急事態措置地域との往來の自粛

時短営業の要請に依らない飲食店の利用の自粛

路上・公園等での集団飲酒の自粛



公園内を巡回し、感染予防のための注意喚起等を実施

## 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく命令等

- ①調査数 : 9,013店舗
- ②時短要請拒否確認数 : 20店舗 (0.2%)
- ③主な業態 : キャバクラ, 居酒屋, ガールズバー等

5月 7日 命令書送付 (15店舗)

5月 8日～11日 現地確認



## 基本的対処方針の変更内容等について

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

変更後 (令和3年5月7日変更)	変更前 (令和3年4月23日変更)	県の考え方(案)
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和2年3月28日(令和3年5月7日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和2年3月28日(令和3年4月23日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p>	
<p>令和3年5月7日に、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとした。</u></p> <p>また、同じく令和3年5月7日に、<u>5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県に</u></p>		<p>・5月12日以降本県はまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外される</p>

<p>においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。</p>		
<p>(3) まん延防止 7) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。<u>特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。</u>都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するととも</p>	<p>(3) まん延防止 7) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。_____</p> <p>_____都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するととも</p>	<p>・ 大学等へ再周知する</p>

<p>に、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。</p>	<p>に、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。</p>	
<p>② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。</p>	<p>② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。</p>	
<p>8) 重点措置区域における取組等</p> <p>① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述9)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。</p>	<p>8) 重点措置区域における取組等</p> <p>① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述9)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。</p>	<p>・本県は除外される(参考掲載)</p> <p>→除外後については、8ページ以降に記載</p>
<p>・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、</p>	<p>・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、</p>	<p>(参考掲載)</p>

<p>飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うこと。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わないよう要請すること。なお、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うこと。</p>	<p>飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うこと。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供_____を行わないよう要請すること。なお、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うこと。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）以外の地域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）以外の地域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。</li> </ul>	(参考掲載)
<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。</li> </ul>	(参考掲載)
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項_に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防</li> </ul>	(参考掲載)

<p>止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に対して要請を行うものとする。</p>	<p>止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第5条の5に規定される各措置について飲食店等に対して要請を行うこと。 _____ _____ _____</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第24条第9項に基づき、別途通知する飲食店等以外の令第11条第1項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）について、営業時間の短縮（20時までとする。）を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、別途通知する取扱いを踏まえ、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、 _____ 別途通知する飲食店等以外の令第11条第1項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間の短縮や _____ 入場整理等について同様の働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、 _____ 入場整理を徹底する _____ よう働きかけを行うこと。</li> </ul>	<p>(参考掲載)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。</li> </ul>	<p>(参考掲載)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携</li> </ul>	<p>(参考掲載)</p>



<p>等、必要な協力の依頼等を行うこと。</p>	<p>等、必要な協力の依頼等を行うこと。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限 5000 人等） _____を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行うこと。</li> </ul>	<p>（参考掲載）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。</li> </ul>	<p>（参考掲載）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入りし接触するような事務所・作業所、寮、大学等）等に対するモニタリン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入りし接触するような事務所・作業所、寮、大学等）等に対するモニタリン</li> </ul>	<p>（参考掲載）</p>

<p>グ検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。</p>	<p>グ検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行うこと。</li> </ul>	<p>（参考掲載）</p>
<p>② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。</p>	<p>② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。</p>	<p>（参考掲載）</p>
<p>③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。</p>	<p>③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。</p>	<p>（参考掲載）</p>
<p>9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等</p> <p>① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク</p>	<p>9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等</p> <p>① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク</p>	<p>・ 5月12日以降本県は9)に該当する</p>



<p>等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。</p>	<p>等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。</p>	
<p>（外出の自粛等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」等の回避や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」等について住民や事業者に周知を行うこと。</li> </ul>	<p>（外出の自粛等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」等の回避や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」等について住民や事業者に周知を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き要請を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。 感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。 感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き要請を行う</li> </ul>

ある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。	ある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き要請を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。</li> </ul>	
<p>(催物(イベント等)の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件(人数上限や収容率)の目安を示すこと。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。</li> </ul> <p>また、催物等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。</p> <p>催物等の開催に当たっては、その規模に関わら</p>	<p>(催物(イベント等)の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件(人数上限や収容率)の目安を示すこと。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。</li> </ul> <p>また、催物等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。</p> <p>催物等の開催に当たっては、その規模に関わら</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重点措置」解除に伴い、開催要件を緩和するとともに、引き続き感染防止策を講じるよう求める</li> </ul>

<p>ず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用等について、主催者に周知すること。</p>	<p>ず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用等について、主催者に周知すること。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。</li> </ul>	
<p>(職場への出勤等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。</li> </ul>	<p>(職場への出勤等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き要請を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用_____等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加部分について、企業訪問や研修等の場を通じて働きかける</li> </ul>

<p>う、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。</p>	<p>う _____ 促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項の確認を促し、 _____ _____ 遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。</p>	
<p>(施設の使用制限等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。</li> </ul>	<p>(施設の使用制限等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重点措置」解除に伴い、時短営業の協力依頼を解除するとともに、引き続き感染防止策を講じるよう求める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。</li> </ul>	
<p>② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。</p>	<p>② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き取り組む</li> </ul>
<p>③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を</p>	<p>③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き取り組む</li> </ul>

<p>行い、8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言（12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等）等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあつては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。</p>	<p>行い、8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言（12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等）等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあつては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。</p>	
<p>④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。</p>	<p>④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。</p>	<p>・引き続き取り組む</p>
<p>⑤ 政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や第三者認証による認証制度の普及を促すとともに、関係団体等と連携しつつ、クラスターが発生している分野等（飲食・職場など）を対象とした業種別ガイドラインについて、見直し・強化を図り、徹底する。</p>	<p>⑤ 政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や第三者認証による認証制度の普及を促すとともに、関係団体等と連携しつつ、クラスターが発生している分野等（飲食・職場など）を対象とした業種別ガイドラインについて、見直し・強化を図り、徹底する。</p>	
<p>⑥ 都道府県は、飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図る。</p>	<p>⑥ 都道府県は、飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図る。</p>	<p>・第三者認証制度を新設する</p>